

# 掛川市いじめ防止基本方針

平成27年4月  
(平成30年3月一部改訂)  
掛川市・掛川市教育委員会

# 目次

はじめに	1
第1章 いじめ問題の基本認識	2
1 いじめの定義	2
2 いじめの態様	2
3 いじめの理解	3
4 いじめの根絶	4
第2章 いじめ防止等のために掛川市が実施する施策	5
1 基本方針の策定	5
2 組織の設置	5
3 いじめ防止等のための対策	6
4 いじめの早期発見・スピード感のある対応	8
5 いじめの対処	12
第3章 重大事態への対処	14
1 重大事態	14
2 重大事態の報告	14
3 重大事態にかかる調査	14
4 調査結果の報告及び情報提供	14
【付属資料1】 教師が見逃してはならない「子どものサイン」	15
【付属資料2】 いじめ問題への取組確認チェックポイント	16
【付属資料3】 いじめのない学校をめざそう！	18
【付属資料4】 あなた一人で悩まないで！	19
【付属資料5】 いじめゼロ強化週間	20
【付属資料6】 掛川市いじめ防止条例	21

## はじめに

いじめは、どのような理由があろうとも、決して許される行為ではありません。しかし、未だにいじめを背景として児童生徒の生命や心身に危険が生じる重大な事案が、全国各地で後を絶ちません。

いじめから児童生徒を守るためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうる」といった意識を持ち、学校、家庭、地域それぞれが役割と責任を自覚しなければなりません。いじめられている児童生徒がいた場合には、最後まで守り抜き、いじめをしている児童生徒にはその行為を許さず、毅然として指導していく必要があります。

掛川市教育委員会は、平成24年度に「掛川市いじめ対応マニュアル」を国や県に先駆けて策定し、市を挙げての取組を進めてきましたが、「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」の第12条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「掛川市いじめ防止基本方針」を新たに策定しました。

「掛川市いじめ防止基本方針」は、これまでに示した「いじめ対応マニュアル」をもとに、いじめの未然防止からいじめの対処、重大事態の対処まで、実効性のあるものとなりました。

加えて、各学校がいじめの未然防止等に積極的に取り組み、「いじめゼロ強化週間」「いじめ追放宣言」など、特色ある実践を進めるための手引きとなるよう付属資料を充実させました。

各学校においては、この基本方針を参考にし、「学校いじめ防止基本方針」を策定して、いじめ防止対策に全力で取り組むよう望みます。

## キーワード

- 1 いじめを許さない学校づくり
- 2 いじめの未然防止
- 3 早期発見・スピード感のある対応
- 4 組織的対応と指導の継続化
- 5 関係機関との連携強化
- 6 いじめ解消後の児童生徒の心のケア

## 第1章 いじめ問題の基本認識

### 1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号 第1章 総則 第2条）

### 2 いじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが例としてあげられる。

- (1) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
  - ア 身体や動作等について、不快なことを言われる。
  - イ 嫌なあだ名を付けられ、しつこく呼ばれる。
  - ウ 直接関係がないことでも、自分のせいにされる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
  - ア 遊びやグループに入れない。
  - イ 対象の児童生徒が来ると、その場からみんなでいなくなる。
  - ウ 席を離される。
- (3) 体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする。
  - ア 遊ぶふりをして体当たりされたり、技をかけられたりする。
  - イ 軽く叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される。
  - ウ 故意にぶつかったり、触っても知らないふりをされる。
- (4) 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
  - ア お金や持ち物をくれるように強要される。
  - イ 靴や筆記用具等を隠される。
  - ウ 写真や作品等を傷つけられる。
- (5) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
  - ア 万引きやかつあげを強要される。
  - イ 人前で暴言を吐かせられたり、変わった格好をさせられる。
  - ウ 衣服を脱がされる。
- (6) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
  - ア インターネット掲示板やブログに恥ずかしい情報や悪口を載せられる。
  - イ 悪口や脅迫のメールが送られる。
  - ウ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のグループから故意に外される。

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことが必要である。また、いじめには様々な表れがあるため、いじめであるかを判断する際には、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていながつたりする場合も考えて、周りの状況等をしっかりと確認することが大切である。

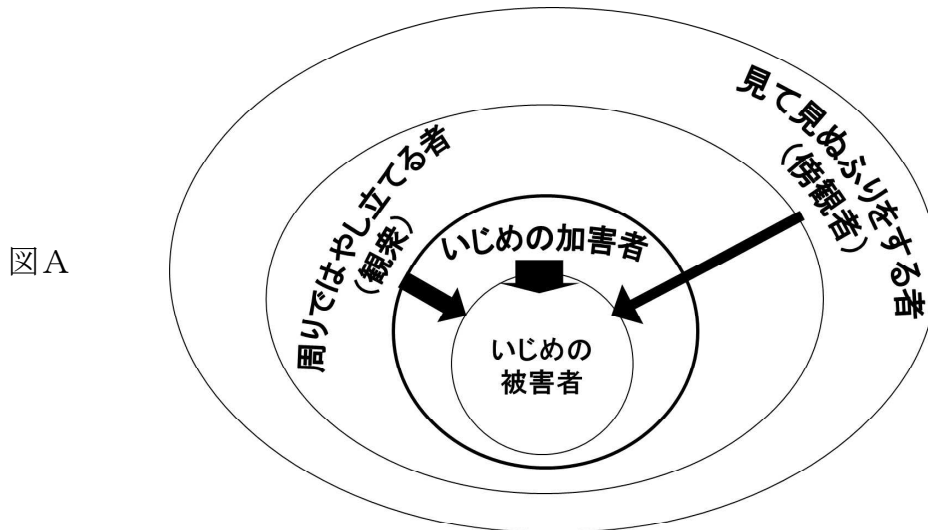
### 3 いじめの理解

いじめは、どの学校、どの学級、どの児童生徒にも起こりうるものである。嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、一旦解決しても再び行われたり、いじめられる側やいじめる側が入れ替わったりすることがある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」以上に、生命又は心身に重大な危険を生じさせることがある。

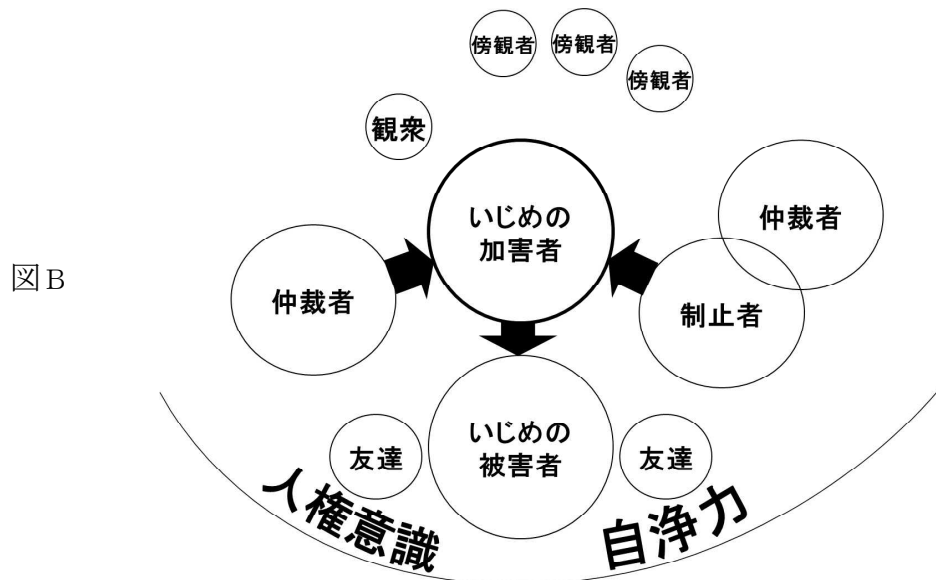
いじめは、単にいじめを受けている児童生徒と、いじめている児童生徒という二つの立場の関係だけで捉えることはできない。学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする児童生徒、「傍観者」として周りで見ている様子を見ぬ振りをしている児童生徒を含め、「四層構造」になっていることが多い。

四層構造（図A）から、人権意識が高く、自浄力のある集団（図B）に育てる必要がある。

いじめがなくなる学校（いじめの四層構造）



いじめをなくすことができる学校



## 4 いじめの根絶

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの児童生徒にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての児童生徒に向けた対応が求められる。

### (1) いじめの未然防止

いじめをなくすために最も重要なことは、常に未然防止のための手だてを講じることである。そのためには、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められる。社会全体で、健やかでたくましい児童生徒を育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で児童生徒を育てるために、学校や家庭だけでなく、社会総ぐるみで、いじめの未然防止に取り組むことが大切である。

社会全体で、児童生徒一人一人の自分を大切に思う気持ち（自尊感情）を高め、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながる。

### (2) いじめの早期発見・スピード感のある対応

いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要である。学校や家庭、地域等が連携し、子どもの健やかな成長を見守り、いじめの事実を知ったり、いじめの現場を目撃したりした場合は、一刻も早く協力して対応する必要がある。そのためにも、学校は、児童生徒、家庭、地域及び教職員に対して、いじめ報告の窓口となり、いじめ問題の取り組みの中核的な役割を担う学校いじめ対策組織を周知しておくことが大切である。

また、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに学年主任や生徒指導担当、管理職等、学校いじめ対策組織の構成員に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込むことがないようにし、早期対応に心がけることが重要である。

### (3) 関係機関等との連携

いじめの問題に学校、家庭、地域の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかつたりする場合、関係機関と連携することが大切である。

## 第2章 いじめ防止等のために掛川市が実施する施策

### 1 基本方針の策定

#### (1) 「掛川市いじめ防止基本方針」の策定

教育委員会は、国、県の基本方針を参考に、「掛川市いじめ防止基本方針」を策定する。策定した基本方針については、適宜見直しを行うなど、いじめ防止等のための対策を効果的に推進するため、必要な措置を講ずる。

#### (2) 「学校いじめ防止基本方針」の策定

学校は、国・県・市の基本方針を参考に、学校の実情に応じて、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。策定した基本方針については、学校いじめ対策組織を中心に学校の実情に即して適切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直すようPDCAサイクルを盛り込む。

### 2 組織の設置

#### (1) 「掛川市いじめ問題対策連絡協議会」の設置

教育委員会は、市・市教育委員会・学校・関係機関・諸団体との連携を図るため、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。本市のいじめ等の状況やいじめ防止等の対策について、意見交換を行うとともに、効果的な連携の在り方について協議を行う。構成員は、学校、学校教育課、市こども希望課、市教育センター相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、静岡県西部児童相談所、主任児童委員、その他関係者とする。

#### (2) 「掛川市いじめ防止対策推進委員会」の設置

教育委員会は、学校におけるいじめの未然防止対策やいじめの対処等への方向性を示すために、附属機関として「掛川市いじめ防止対策推進委員会」を設置する。構成員は、学識経験者、弁護士、医療、心理、福祉に関する専門的な知識を有する者、主任児童委員、人権擁護委員、保護司とする。第三者等の参加を図ることで、公平性・中立性の確保に努める。なお、重大事態にかかる調査を行う場合、この委員会が調査を行うとともに、直ちに総合教育会議で協議する。

#### (3) 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

学校は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応の中核となる「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。いじめに係る情報があったときには、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有及び事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を行う。また、いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

構成員は、校長、教頭、教務主任（主幹教諭）、生徒指導主事、学年主任、学級担任、養護教諭等が想定される。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、主任児童委員等、外部人材を加えることが望ましい。

#### (4) いじめの防止等のための財政上の措置

教育委員会は、いじめ防止対策を推進するために必要な財政上の措置及び人的体制の整備等の必要な措置を講じるよう努める。

### 3 いじめ防止等のための対策

#### (1) 基本姿勢

- ア いじめの未然防止のためには、心の通い合う温かな人間関係を構築し、健やかでたくましい子どもを育てることが大切である。学校や保護者の取組に加え、「人づくり構想かけがわ」の理念のもとに、いじめ問題への対応の重要性を市全体に広め、学校・家庭・地域が一体となっていじめの未然防止に取り組む。
- イ 学校は、教育活動全体を通して、「いじめは人間として絶対に許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育てる。また、互いの人格を尊重しあえる態度を養い、すべての児童生徒が安心でき、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- ウ いじめを許さない学校・学級づくりを進める上では、児童生徒一人一人を大切にす教職員の意識や、日常的な態度が重要である。いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童生徒を学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示し、校長のリーダーシップのもと教職員が連携して組織的に取り組む。
- エ いじめは、単に謝罪をもって解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件（①いじめに係る行為が止んでいる状態が3か月以上継続していること、②被害児童生徒本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等で確認すること）が満たされている必要があり、解消に至るまで、被害児童生徒の支援を継続するため、対処プランを策定し、確実に実行する。
- オ いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを認識し、学校の教職員は、いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒について、日常的に注意深く観察する。また、被害児童生徒及び保護者と定期的に面談を行ったり、スクールカウンセラーとの相談を継続したりする等、心のケアに努める。

#### (2) いじめの未然防止の手立て

- ア 人権教育・道徳教育の充実
- ・ いじめは人権を侵害する決して許されない行為であることを児童生徒にしっかりと伝え、人権教育の充実や規範意識の醸成に努める。
  - ・ いじめが刑事罰の対象となり得ることや不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等について、法律関係者等の外部人材を活用したり、裁判例等を示したりしながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶ機会を取り入れる。
  - ・ 道徳において、生命尊重や公正公平を主題として、いじめを取り上げ、思いやりの心やいじめを許さない強い意志を育てる。
  - ・ 「かけがわ道徳」の実践により、まごころをもって事に当たる報徳の教えを通して豊かな心を育てる。



## イ 学級経営の充実

- ・教師と児童生徒、児童生徒同士の共感的な人間関係により、一人一人のよさが発揮できる場を保証し、互いを認め合う学級をつくる。
- ・正しい言葉遣いができる学級をつくる。「死ね、ウザイ、キモイ」等の人権意識に欠けた言葉をつかわないように、日常の指導をする。
- ・学級のルールをきちんと守らせるよう、規範意識を高める指導を継続的に行う。
- ・学級活動の話し合いを通して、いじめにつながりかねない学級の諸問題の解決を図るなど、自浄力を育てる。

## ウ 授業中の生徒指導の充実

- ・「わかる授業、充実した楽しい授業」を通して、児童生徒の学びを保障する。
- ・「自己肯定感、共感的人間関係」のある授業づくりをすすめる。

## エ 人間関係づくりの充実

- ・児童生徒のコミュニケーションの力を高めるために、県教委作成「人間関係づくりプログラムの手引き」等を活用し、人間関係のトラブルやいじめに直面した時の対処法を指導する。
- ・互いを認め尊重するなかで、自分の思いを伝えたり悩みを相談したりする力を育てる。
- ・アンガーマネジメントを取り入れ、児童生徒が自分の感情（特に怒り）をコントロールする方法を身につけることができるようにする。
- ・ピアサポートに取り組み、自己有用感や自ら進んで他者と関わろうとする意欲を培う。

## オ いじめゼロ強化週間の取組

- ・隔月10日を含む週を「いじめゼロ強化週間」と位置づけて、その週の中で、各学校がいじめ未然防止に関する創意ある取組を行う（5月、7月、9月、11月、1月、3月）。

## カ 児童会・生徒会による取組

- ・児童会・生徒会により、「いじめを許さない標語」を募集したり、「いじめ追放宣言」を行ったりする等、児童生徒が自ら考えて取り組む活動を進める。

## キ 特別な支援を必要とする児童生徒への配慮

- ・特別支援学級に在籍する児童生徒に対するいじめを未然に防止するよう全教職員による支援体制を構築する。
- ・人間性豊かな心を育てていくため、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習をより積極的に推進していく。
- ・交流学級担任と特別支援学級担任は、個別の指導計画の内容や、交流学習の進め方等について指導方針を共有する。
- ・休み時間や放課後などにおいて、多くの教職員が見守る体制をつくる。
- ・特別支援学級に在籍していなくても支援を必要としている児童生徒がいるため、児童生徒の困り感に寄り添った支援を積極的に推進するように心がける。

#### ク インターネットに関する指導

- ・インターネット、SNS、メールなどの怖さや正しい扱い方について、**情報モラル教育**を計画的に進めるとともに、**保護者にも理解**を求めていく。

#### ケ 保護者や地域への啓発

- ・家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。
- ・「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに公開し、保護者や地域に対して積極的な協力を求める。
- ・家庭においても、お茶の間の団らんの中で、何でも相談できる雰囲気をつくるよう呼び掛ける。

#### コ 教職員の資質の向上

- ・教職員に対し、いじめ防止等に関する研修会や事例研究などを計画的に行い、資質能力の向上を図る。

#### サ 各学校の取組の共有

- ・教育委員会は、各学校で実践している特徴ある取組を各学校に紹介することで情報共有を支援し、いじめ未然防止策の充実を図る。

#### シ 付属資料の活用（各学校は、付属資料1～5を活用する。）

### 4 いじめの早期発見・スピード感のある対応

いじめの早期発見のためには、児童生徒のささいな変化に気づく力を高め、気になることがあったら迷うことなく声かけや情報収集をすることが大切である。また、日頃から、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えておくことも必要である。

いじめが発見された場合には、一刻も早く学年主任や生徒指導担当等、**学校いじめ防止対策委員会の構成員に報告し**、組織的に事実確認を正確かつ迅速に対応していくことが求められる。いじめられた児童生徒・保護者への親身な支援、いじめを行った児童生徒や周りの児童生徒への毅然とした指導、保護者への指導・助言等を継続的に行うことが重要である。

#### (1) いじめ発見の手立て

##### ア 日常生活における発見

- ・個人ノート・生活ノートの情報から児童生徒の様子を確認したり、休み時間や昼休み等の機会に気になる子に目を配ったりする。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

##### イ 複数の教職員による発見

- ・日常の個々の観察に努めるとともに、教室から職員室へ戻る経路を変えたり、トイレなど死角になる場所の様子を見たりするなどして、教職員全員が早期発見に努める。

- ・児童生徒が保健室でいじめの発信をしている場合があるので、保健室の来室状況を確認したり、養護教諭と積極的に情報共有を図ったりするように努める。

#### ウ アンケート調査や個人面談の実施、相談体制

- ・アンケート調査や個人面談を定期的実施する。また、必要と認めた場合にも実施する。その際の調査資料は、調査対象児童生徒が卒業するまで破棄しない。調査対象児童生徒とは、アンケートを実施した全児童生徒のことであり、実施日や学年等が分かるようにして適切に保管する。
- ・学級担任や学年職員だけではなく、様々な立場の教職員が児童生徒の相談に応じられる体制を確立する。

#### エ 「子どもを語る会・生徒指導情報交換会」等の定期的な開催

- ・定期的(学校の実情に応じて、週1回・月1回・学期に1回など)に、全職員や学年部等により、児童生徒の様子について、情報交換を行ったり、指導体制を確認したりする機会を設ける。

#### オ スクールカウンセラーとの連携

- ・児童生徒が、些細なことでもスクールカウンセラーに相談できる環境を整えるとともに、スクールカウンセラーと教職員の情報交換の機会を積極的に設け、児童生徒が発信する心の状況を素早くキャッチする。

### (2) いじめの訴えの意義と手段の周知

ア 本人や周りの児童生徒が、いじめを教師等に訴えることは、人権と命を守ることに繋がる立派な行為であることを、日頃から指導する。

イ 学校へのいじめの訴えや相談方法を、家庭等に周知する。

ウ 掛川市教育センターの相談室やこども希望課家庭児童相談員、スクールカウンセラー等へのいじめの訴えや相談方法を児童生徒や家庭等に周知する。

### (3) インターネット上で行われるいじめへの対応

インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の動向を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童生徒、保護者、地域への啓発に努める。さらに、パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて保護者に積極的に協力依頼する。

インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応していく。

#### (4) 保護者や地域との連携

##### ア 学校いじめ防止基本方針の周知

- ・学校ホームページや学校だより等を通して、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や地域に周知する。
- ・学校いじめ防止基本方針の内容を必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明し、共通認識に立った上で、いじめ発見や対応に協力を求める。

##### イ 学校評価の評価項目への位置付け

- ・学校は、いじめ防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価し、取組の改善を図る必要がある。

(保護者アンケート等の活用)

##### ウ いじめの認知漏れ対策

- ・いじめ認知件数がゼロであった場合には、その結果を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認することが大切である。

#### (5) 関係機関との連携

いじめ問題への対応において、学校・家庭・地域の協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかったりする場合、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、人権啓発センター、法務局、各種相談窓口等）との適切な連携が必要である。また、平素から関係機関窓口や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築し、各分野の専門家とつながりをもつことが重要である。

##### ア 学校と教育委員会との連携

- ・自殺、行方不明等、緊急度や危険度が高い場合は、教育委員会へ至急報告し、対応を協議する。
- ・暴行、傷害事件、恐喝等の触法行為につながる可能性がある場合や、保護者の理解が得られない場合についても、教育委員会に報告し、対応を協議する。
- ・上記以外の事案については、生徒指導月例報告内の「掛川市いじめの具体的な状況」（様式6）により、毎月報告をする。

##### イ 掛川市教育センター、市及び県教育相談機関等との連携

- ・いじめの訴えや相談を受け付ける機関として、掛川市教育センター、市及び県教育相談機関等を児童生徒や家庭に周知する。

##### ウ 警察との連携

- ・いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の触法行為につながる可能性がある事案は市教委と協議の上、警察との連携を図る。

エ 医療機関との連携

- ・ いじめられた児童生徒が外傷を負っている場合は、速やかに受診させる。
- ・ 心的外傷が予想される場合は、スクールカウンセラー等と相談する。

オ 市こども希望課、市福祉課、児童相談所等との連携

- ・ 学校は、各関係機関と連携を図り、必要に応じてケース会議を実施する。

**【ケース会議の参加者例】**

学校、市教委、市教育センター、市こども希望課、市福祉課、

民生委員・児童委員、主任児童委員、児童相談所、県教育相談機関、

警察署、医療機関、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

- ・ いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒の心のケアが必要である場合に相談する。その他、民生委員・児童委員、主任児童委員、保護司にも必要に応じて協力を依頼する。

## 5 いじめの対処

いじめの対処については、以下の流れを基本とする。

### ① いじめ情報のキャッチ

<報告>

- ・最初にいじめを見つけた教職員は学級担任・学年主任・生徒指導に連絡。
- ・連絡を受けた者は、必ず教頭、校長に報告する。

<留意点>

- ・どんな小さな事案でも、連絡、報告をする。
- ↓  
・自分の責任であると思い込み、自分だけで解決しようとしな

### ② いじめ防止対策組織による協議

- ・直ちに、「学校いじめ防止対策委員会」にて、事案に対する協議を行う。  
校長、教頭、生徒指導担当、学年主任、担任、該当学年職員、養護教諭  
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活顧問等
- ・学校は、必要に応じて市教委や関係機関（警察・児童相談所等）との連携を図る。
- ・市教委は、学校に対して必要な指導・助言を行うとともに、いじめの解決を図るため、学校教育課職員を派遣するなどの支援を行う。
- ・インターネット上のトラブルは、小笠教育研究協会生徒指導研究部が作成した「ネット上のトラブルに関する対応マニュアル事例集」を参考にする。
- ↓

### ③ 対応方針の決定と役割分担

<情報整理>

- ・被害者・加害者・関係者・周囲の者の状況、いじめの様態等を整理する。

<対応方針>

- ・緊急度や危険度(自殺、行方不明、脅迫、暴行等)の確認をする。  
→自殺、行方不明等、緊急度や危険度が高い場合は、市教委へ至急報告する。
- ・事情聞き取りや指導の際に留意すべきことを確認する。

<役割分担>

- ・被害者からの聞き取りと支援担当      ・加害者からの聞き取りと指導担当
- ・周囲の者と全体への指導(事案によっては聞き取り)担当
- ・保護者への対応担当      ・関係機関との連絡担当
- ・事実の記録担当(必ず、事実の記録を残す)

- ↓  
・※事案の内容によっては、(3)と(4)が同時進行になることや、(4)が先になることもある。

### ④ 事実の究明

- ・いじめの状況やきっかけ等をじっくり聞き取るとともに、複数の情報をつきあわせ、確実な事実に基づいた指導ができるよう、関係教職員で確認する。
- ・聞き取りは基本的に、被害者→周囲の者→加害者の順番で行う。
- ・聞き取る場所、時間帯、秘密の厳守等については、細心の注意を払う。
- ・被害者と加害者の言い分を聞いて、よく整理してから次の段階に進む。

↓

### ⑤ ケース会議の実施

学校だけの対処では不十分な場合は、関係機関や専門家と学校が一体となって対応を協議する「ケース会議」を実施する。

参加者の例…学校、市教委、市教育センター、市こども希望課、市福祉課、民生委員・児童委員、主任児童委員、児童相談所、県教育相談機関、警察署、医療機関、スクールカウンセラー等

↓

### ⑥ 被害者、加害者、周囲の者等への指導

謝罪は、事案の内容によって形式やタイミングは異なるが、被害者の辛い気持ちや加害者の猛省が、双方に伝わるように行う。また、いじめを許さない学校の姿勢や今後の対応策について、双方に十分理解させる。

<被害者>

- ・被害者には、担任を中心に児童生徒が話しやすい教職員が対応し、いじめを絶対許さない学校全体の姿勢や今後の指導、二度と起こさせない対応策等を説明する。
- ・保護者への説明は、内容にもよるが基本的に複数の教職員で家庭訪問をする。児童生徒同士の謝罪を行う前にするか後にするかは、状況により判断する。

<加害者>

- ・加害者には、中立的な立場の教職員が話をして、被害者の辛い気持ちに気づかせ、加害者が素直な気持ちで、内省するように指導する。
- ・保護者への説明や被害者側への謝罪は、事案の内容にもよるが、基本的には複数の教職員で家庭訪問をし、互いに納得のいく方法を不得進める。

<周囲の者>

- ・周囲の者には、いじめは学級や学年・学校全体の問題としてとらえさせ、被害者の身になって、観衆や傍観者の態度がどのように影響するか等を考えさせる。
- ・いじめのもとになった言動を振り返るとともに、いじめをなくすための話し合いをさせる。

↓

### ⑦ いじめを許さない学校づくり

- ・改めて、いじめを許さない学校をつくるために、未然防止の手立て及び早期発見・早期対応の手立てが十分であったか、全教職員で振り返りを行う。
- ・学級経営、授業中の生徒指導、児童会・生徒会活動、人権教育、道徳教育、人間関係づくり、スクールカウンセラーの活用等における自校の課題に対して、具体的な改善策を立て実行する。
- ・学校評議員会やPTA役員会などで、いじめの対応策を説明し、意見を聞くとともに、共通理解を図り、協力体制を築く。

## 第3章 重大事態への対処

### 1 重大事態

- (1) 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたいじめの場合。
- (2) 欠席の原因がいじめと認められ、児童生徒が相当の期間、学校を欠席している場合。あるいは、一定期間連続して欠席している場合。
- (3) 児童生徒や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあった場合や、関係者の理解が得られず困難な状況にある場合。

### 2 重大事態の報告

学校は、重大事態又はその疑いがあると認める事案が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、市長に報告する。

### 3 重大事態にかかる調査

- (1) 「学校いじめ防止対策委員会」又は「掛川市いじめ防止対策推進委員会」において調査を行う。どちらにするかは、学校からの報告を受けた際に教育委員会が判断する。また、学校が主体となって行う場合、教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。
- (2) 市は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために、総合教育会議で協議するとともに、必要な措置を講ずる。

### 4 調査結果の報告及び情報提供

#### (1) 調査結果の報告

教育委員会は、重大事態にかかる調査結果について市長に報告する。

#### (2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供

教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかとなった事実関係について、適切な方法で説明を行う。その際には、関係者の個人情報に十分留意する。



## 教師が見逃してはならない「子どものサイン」

- 1 清掃の時、机運びを避けられる。
- 2 係や班組織で、所属決定が最後の方になる。
- 3 足や腕などに傷やあざがある。
- 4 お金の貸し借りをするようになる。
- 5 遅れて教室に入ってくる。
- 6 授業中の集中力がなくなったり、休み時間にうつむき加減でいたりする。
- 7 保健室に行くことや、遅刻・早退・欠席が増える。
- 8 周りからの呼ばれ方（あだ名等）が変わったり、衣服が汚れていたりするときがある。
- 9 インターネット、SNS、メール等を気にしている。
- 10 その他、孤立する場面や元気のない場面、これまでと違う場面が多くなる。



【付属資料2】

いじめ問題への取組確認チェックポイント

掛川市教育委員会

I 趣旨及び活用方法

このチェックポイントは、いじめの問題に関する学校の取組の充実のために、具体的に点検すべき項目を示したものである。

各学校においては、この点検項目に従って、毎月または必要に応じて、いじめ問題への取組の点検・評価を行い、いじめ問題への取組の徹底と充実を図るものとする。

II チェックポイント ※取組めている項目には○印をつけ、そうでない項目については、改善を図る。

1 指導体制

内 容	確認
(1) いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して、実践に当たっているか。	
(2) いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。	
(3) いじめの問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。	

2 教育指導

内 容	確認
(4) お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めているか。特に、「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。	
(5) 学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面において、いじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。	
(6) 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。	
(7) 学級活動や児童生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導助言が行われているか。	
(8) 児童生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性のかん養や豊かな情操を培う活動の積極的な推進を図っているか。	
(9) ネットいじめの怖さや、インターネット、SNS、メールなどの正しい活用について指導しているか。	
(10) 教職員の軽はずみな言動が、いじめを誘発する恐れがあることを自覚し、人権意識を高くもって行動しているか。	
(11) いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほかさらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしているか。	
(12) いじめを受けた児童生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置などいじめから守り通すための対応を行っているか。	
(13) いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。	

### 3 早期発見・早期対応

内 容	確認
(14) 教師は、日常の教育活動を通じ、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。	
(15) 児童生徒の生活実態について、聞き取り調査やアンケート調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。	
(16) いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めているか。	
(17) 児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。	
(18) いじめの訴えなどがあつたときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。	
(19) いじめの問題解決のため、教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察、関係機関等と連携協力を行っているか。	
(20) 校内に児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談体制が整備されているか。また、それは適切に機能しているか。	
(21) 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。	
(22) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センターなどの専門機関との連携が図られているか。教育センター、児童相談所、人権相談所等学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われているか。	
(23) 児童生徒等の個人情報の取扱いについて、ガイドライン等に基づき適切に取り扱われているか。	

### 4 家庭・地域社会との連携

内 容	確認
(24) 学校いじめ防止基本方針や指導計画等を公開し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。	
(25) 家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だよりなどを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。	
(26) いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。いじめの問題について、学校のみで解決することに固執しているような状況はないか。	
(27) P T A や地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。	
(28) ネット社会における正しい行動や、スマートフォンのフィルタリング、親子の約束など、保護者に協力を求めているか。	

# がっこう いじめのない学校をめざそう！

掛川市教育委員会

## じどうせいと 児童生徒のみなさんへ

いじめは、人の心に深い傷をつけてしまいます。  
どんな理由があっても、いじめは絶対に許されない、  
ひきょうで恥ずかしい行為です。また、いじめをはや  
したてたり、見て見ぬふりをしたりすることも同じように許されない行為です。あなた  
やあなたの周りの人がいじめられていると感じたら、勇気をもって友達や家族、先生な  
どに伝えてください。



いじめをなくすための一歩を踏み出しましょう。

### いじめられている人へ

- ・「大丈夫」  
絶対あなたはひとりじゃない
- ・「ごめんなさい」  
やめなよの一言が言えなくて  
だけど私はあなたの味方
- ・「勇気を出して」  
信頼できる人に相談を

### いじている人へ

- ・「いじめてないよ」  
相手がいじめだと感じたら、それは  
いじめ
- ・「あの子もやってる」  
それであなたの罪は軽くならない
- ・「冗談のつもり」  
その言葉は絶対に許されません




### みなさんへ

- ・「私には関係ないから」 それはいじめを認めていること
- ・「ダメだよ！」「やめようよ！」 あなたの声が友を救う
- ・「一緒に遊ぼう」 あなたの一言を待っている

あなたの学校は、自分や友達の良さを発揮できる楽しい  
場所ですか。自分たちの学校を、いじめのない元気で安心  
して生活できる学校にしていきましょう。



# あなた一人で悩まないで！

<p>【学校での悩み】</p> <p>学校へ行きたくない 友達とのトラブル 子どもの様子を知りたい 等</p> 	<p>【いじめの悩み】</p> <p>嫌なことを言われる 集団で無視をされる 友達がいじめられている 等</p> 	<p>【家庭での悩み】</p> <p>生活のことで気になる 親子げんかが多い 子どもへの接し方 等</p> 
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 子ども・保護者の教育相談窓口

### 学校

- ◆学級担任の先生
- ◆保健室の先生
- ◆訪問相談員
- ◆スクールカウンセラー
- ◆スクールソーシャルワーカー
- ★最も近くにいる相談者です！

**地域**

- ◆家族
- ◆民生委員・児童委員
- ◆主任児童委員
- ◆地域の方
- ★あなたを近くで支えてくれる人達です！

### 掛川市教育センター 教育相談員

- ◆子どもや保護者に寄り添った相談活動を行います。
- ◆子ども・保護者の要望に応じて出張相談も行います。
- ◆子どもの心がほっとして、安心する場所を目指します。
- みどり教室① 北分教室②
- ★相談時間 月・火・水・木・金 9:00～16:00
- (北分教室は水曜日お休みです)
- 住所①掛川市三原620番地
- ②掛川市長谷433番地 (つくし会館内)
- 電話①②0537-72-1345

### こども希望課 家庭児童相談員

- ◆家庭の様々な問題をきめ、子育ての相談に応じます。
- ★相談時間 月・火・水・木・金 9:00～16:00
- 住所 掛川市長谷1丁目1-1
- 電話 0537-21-1190



幼稚園・保育園のお子様のお保護者の方もご利用できます！

### 心の専門家 スクールカウンセラー

- 専門的な知識をもつ「臨床心理士」が、あなたの悩み・相談にお答えします。
- 中学校区ごと同じスクールカウンセラーが巡回し、小中連携のもとに支援します。



### 心も体もリフレッシュ みどり教室

- 子ども一人一人の心に寄り添った柔軟で幅広い支援を行う産婦指導教室です。
- 興味関心や特性を生かして、生活・学習・人との関わり・体験活動を行います。

掛川市教育委員会 住所 掛川市長谷1丁目1-1 電話 0537-21-1156

## いじめゼロ強化週間

掛川市教育委員会

### 1 趣旨

いじめをなくすために最も重要なことは、常に未然防止のための手だてを講じることである。そのために、「いじめゼロ強化週間」を設定し、「いじめは人間として絶対に許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、心の通い合う温かな人間関係を構築する。

### 2 実施期間

隔月10日を含む週を「いじめゼロ強化週間」と位置づけ、その週の中で、各学校がいじめ未然防止に関する創意ある取組を行う（5月、7月、9月、11月、1月、3月）。  
※いじめ→1、ゼロ→0として、10日をいじめゼロ強化週間とした。

### 3 取組例

- ・ 道徳の時間に、いじめに関連した公正公平や生命尊重等を主題とした内容を扱う。
- ・ 学級活動の時間に、現在の学級の諸問題を扱い、話し合いを行う。
- ・ いじめアンケート調査や教育相談を実施する。
- ・ 登校時や下校時に声かけ運動を実施する。
- ・ 生徒集会で、生活の諸問題を取り上げ、規範意識を高める。
- ・ インターネットやスマートフォン等の利用に関する情報モラル指導を実施する。
- ・ いじめ問題あるいは友情・信頼など心に響く本の読み聞かせや紹介を行う。
- ・ 人権意識を高めるために、正しい言葉遣いクイズを実施する。
- ・ 児童会・生徒会活動の一環として、「いじめを許さない標語」を募集する。

### 4 特色ある実践事例

#### ※1 A中学校の平和学校宣言

A中学校 平和学校宣言（いじめゼロ宣言） ※一部抜粋

一つ 私たちは「みとめる勇氣」をもちます。  
自分と違う考え方や行動をとる人がいても、それぞれの個性を素直に受け止めます。

一つ 私たちは「はなす勇氣」をもちます。  
誰かに傷つけられていたら信頼できる人に相談します。

一つ 私たちは「しない勇氣」をもちます。  
人の心や体を傷つける行為は絶対にしません。

一つ 私たちは「とめる勇氣」をもちます。  
いじめから目をそらして逃げません。必ずいじめられている人に救いの手を差し伸べます。

A中学校生徒会

#### ※2 B中学校のいじめ追放宣言

B中学校 いじめ追放宣言

「された人がいじめだと思えば、それはいじめである。」  
私たちB中生は、互いの個性を認め合い、思いやりの心を大切に、B中生からいじめを追放するために以下の事をここに宣言します。

私たちは  
いじめをしません。  
もし、いじめがあれば  
勇氣をもって、みんなで止めます。  
親や先生方と協力して、いじめ追放に努めます。

B中学校生徒会

## 【付属資料6】

### 掛川市いじめ防止条例

#### 目次

- 第1章 総則（第1条―第12条）
- 第2章 いじめ防止基本方針（第13条・第14条）
- 第3章 基本的施策（第15条―第17条）
- 第4章 重大事態への対処（第18条）
- 第5章 いじめ防止対策推進委員会（第19条―第26条）
- 第6章 雑則（第27条）

#### 附則

##### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の基本理念にのっとり、児童等に対するいじめの防止に係る基本理念を定め、市、保護者等の責務及び市民、地域内組織等の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童等が健やかに成長することができる環境の確保に資することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項の規定に基づき市が設置した学校のうち、小学校及び中学校をいう。
- (3) 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (4) 保護者 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- (5) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤し、又は通学する者をいう。
- (6) 地域内組織等 市内の地域自治組織及び団体並びに市内で事業活動を行う法人をいう。
- (7) 関係機関 児童相談所、法務局、警察署その他のいじめに関係する機関及び団体をいう。

##### （基本理念）

第3条 いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して生活できる環境を整えるため、市、学校及び保護者の責務並びに市民、地域社会等の役割を自覚し、協働によるまちづくりの考えの下に、市民総ぐるみでいじめの防止に取り組まなければならない。

2 いじめの防止等（いじめの防止及び早期発見並びにいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策は、報徳の教え及び人権教育を基盤として豊かな心を育成するとともに、心の通い合う温かな人間関係を構築することを目指して行われなければならない。

3 いじめ防止等のための対策は、児童等の規範意識を醸成させるとともに、凜とした人づくりを目指して行われなければならない。

##### （市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。



(教育委員会の責務)

第5条 掛川市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校の責務)

第6条 学校は、基本理念にのっとり、当該学校におけるいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 学校は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する全ての児童等についての理解を深めるとともに、当該児童等との間の信頼関係の構築に努めなければならない。

3 学校は、互いの人格を尊重し合う態度を養う人権教育の充実及び互いに思いやりかつ助け合う温かな人間関係を育てる道徳教育の充実を図ることにより、当該学校に在籍する全ての児童等が安心して学ぶことができる環境づくりを推進しなければならない。

(保護者の責務)

第7条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、基本理念にのっとり、国、県、市及び学校が講ずるいじめの防止のための措置に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第8条 市民は、基本理念にのっとり、学校、保護者、地域社会及び関係機関と連携し、かつ、協力することにより、児童等が安心して生活できる環境づくりに努めるものとする。

2 市民は、基本理念にのっとり、いじめを受けた児童等を発見したとき、又は児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、これを当該児童が在籍する学校、関係機関等に通報するよう努めるものとする。

(地域内組織等の役割)

第9条 地域内組織等は、基本理念にのっとり、それぞれの地域において児童等と触れ合う機会を大切にするとともに、当該地域の児童等を見守り、及び当該児童等に声かけを行うことにより、いじめのない明るく住みやすい社会づくりに努めるものとする。

(児童等の役割)

第10条 児童等は、自分を大切にするとともに、互いを尊重し、及び共に支え合って行動することにより、いじめのない学校生活を送れるよう努めるものとする。

2 児童等は、自分がいじめを受けたとき、又は他の児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童が在籍する学校、関係機関等に相談するよう努めるものとする。

3 児童等は、学校、保護者等とともに、いじめを許さない心及びいじめを止める勇気を持つことにより、いじめを無くすよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第11条 市は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(守秘義務)

第12条 いじめに関する通報、相談等に関与した者は、その知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。



## 第2章 いじめ防止基本方針

(市いじめ防止基本方針)

第13条 市は、法第12条の規定に基づき、市いじめ防止基本方針を策定するものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第14条 学校は、法第13条の規定に基づき、学校いじめ防止基本方針を策定するものとする。

## 第3章 基本的施策

(学校におけるいじめの防止)

第15条 学校は、当該学校に当該学校の教職員及び心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者をもって構成されるいじめ防止等に係る対策のための組織を置くものとする。

(関係機関との連携等)

第16条 市は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、学校、保護者、地域社会及び関係機関の間の連携の強化及び必要な体制の整備を行うものとする。

(啓発活動)

第17条 市は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

## 第4章 重大事態への対処

(重大事態への対処)

第18条 学校は、当該学校に在籍する児童等に重大事態(法第28条第1項各号に掲げる場合をいう。以下同じ。)が発生したときは、速やかに、教育委員会に報告しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の報告があったときは、重大事態が発生した旨を市長に報告しなければならない。
- 3 教育委員会又は学校は、重大事態に対処するとともに、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行わなければならない。
- 4 教育委員会は、前項の調査を行ったときは、その結果を市長に報告しなければならない。
- 5 市は、重大事態について掛川市総合教育会議(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4第1項の規定に基づき市長が設ける総合教育会議をいう。)で協議するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

## 第5章 いじめ防止対策推進委員会

(設置)

第19条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、掛川市いじめ防止対策推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第20条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 学校におけるいじめの未然防止対策、いじめへの対処等への助言
- (2) 法第24条の規定により教育委員会が行う調査に係る事実確認及び当該調査結果の検証
- (3) 第18条第3項の規定による調査に係る事実確認及び当該調査結果の検証

(組織)

第21条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 弁護士の資格を有する者

- (3) 医療、心理又は福祉に関する専門的な知識を有する者
- (4) 主任児童委員
- (5) 人権擁護委員
- (6) 保護司

(任期)

第22条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第23条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから教育委員会が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第25条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第26条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## 第6章 雑則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。